

武蔵野市国民健康保険条例の一部改正について（議案第98号資料）

1 条例改正の理由

以下の理由により、所要の改正を行う。

(1) 税率等の改正

国民健康保険事業における財政の健全化を図るため、第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和3年度改定版）に基づき、令和6年度以後の国民健康保険税（以下「保険税」という。）の所得割率、均等割額及び課税限度額の改正を行う。

(2) 保険税の産前産後免除制度の創設

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）の施行による地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、令和6年1月1日から出産する被保険者の産前産後期間に係る保険税の所得割額及び均等割額をそれぞれ4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）分を免除する制度を制定する。

(3) 規定の適正化に伴う改正

ア 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第130号）の改正に伴い、特例対象被保険者等に係る申請書類の規定を改正する。

イ 総務省から示された条例（例）に基づき、字句を改正する。

2 改正の内容

(1) 税率等の改正

ア 被保険者均等割額の改正（第10条、第12条、第16条第1項関係）

項目	改正前	改正後
基礎（医療）分	<u>27,400円</u>	<u>31,000円</u>
後期高齢者支援金等分	<u>10,600円</u>	<u>11,300円</u>
介護納付金分	<u>12,900円</u>	<u>13,600円</u>

※低所得者に係る均等割額の軽減額については、第16条第1項に規定する。

※未就学児に係る均等割額の軽減額については、第16条第2項に規定する。

イ 被保険者所得割率の改正（第9条関係）

項目	改正前	改正後
基礎（医療）分	<u>5.10%</u>	<u>5.62%</u>
後期高齢者支援金等分	1.95%	（改正なし）
介護納付金分	1.65%	（改正なし）

ウ 課税限度額の改正（第8条、第16条第1項関係）

項目	改正前	改正後	(参考) 令和5年度 法定限度額
基礎（医療）分	65万円	（改正なし）	65万円
後期高齢者支援金等分	<u>20万円</u>	<u>22万円</u>	22万円
介護納付金分	17万円	（改正なし）	17万円
合計	<u>102万円</u>	<u>104万円</u>	104万円

(2) 保険税の産前産後免除制度の創設

ア 対象（第16条第3項関係）

対象者：令和5年11月1日以後に出産予定の被保険者

（出産…妊娠85日以上分娩。死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む。）

保険税：出産予定日の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間の所得割額及び均等割額を年額から減額する。

イ 届出（第17条の3関係）

届出書に必要事項を記載し、出産予定日等がわかる書類（母子健康手帳など）を添付する。市長が必要事項を確認できた場合は届出を省略することができる。

ウ 免除措置のための国及び都からの財政支援

国1/2、都1/4、市1/4

(3) 規定の適正化に伴う改正

ア 特例対象被保険者等に係る申告書を提出する場合において、事実を証明する書類として「雇用保険受給資格通知」を追加する。

イ 総務省から示された条例（例）に基づき、参照する各規定の条項を改正する。

3 武蔵野市国民健康保険運営協議会の答申

2(1)の内容について、本市の国民健康保険運営協議会に諮問し、令和5年8月30日及び同年9月27日における審議のうえ、答申をいただいた。答申において、社会状況を踏まえ、被保険者の過重な負担にならないように慎重かつ柔軟な対応を求める、とのご意見をいただいている。

4 施行期日

(1) 税率等の改正

令和6年4月1日（令和6年度以後の年度分の保険税について適用）

(2) 保険税の産前産後免除制度の創設

令和6年1月1日（令和5年度分の保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険税について適用）

(3) 規定の適正化に伴う改正

公布の日

担当課 健康福祉部保険年金課